

# 水田・畑作

詳しく知りたい方へ！

## 経営所得安定対策の概要

(収入減少影響緩和対策)

北海道の皆様用



Ver.3.1

このパンフレットは、随時更新します。(平成23年7月現在。)  
最新の内容については、農林水産省ホーム・ページ/担い手と集落営農  
(<http://www.maff.go.jp/j/ninaite/index.html>)を御確認下さい。

## はじめに

平成23年度の水田・畑作経営所得安定対策については、従前の生産条件不利補正対策（旧ゲタ対策）が戸別所得補償制度の「畑作物の所得補償交付金」に移行する一方、収入減少影響緩和対策（ナラシ対策）は、制度の基本的な枠組みを維持しつつ、存続することとなります。

本パンフレットでは、収入減少影響緩和対策の内容について、詳しくご説明していきます。

## ～ 目 次 ～

	頁
1．対策の内容	1
2．支援対象者	2
（1）認定農業者になるには	2
（2）こんな集落営農が対象になります	3
3．経営規模要件	4
4．具体的な支援の内容	6
（1）制度の概要	6
（2）収入減少影響緩和対策（収入減少補てん）の試算例	7
（3）米価変動補てん交付金との調整措置	9
5．対策の加入手続等	10
（1）スケジュール	10
（2）加入申請（継続加入の場合）	11
（3）加入申請（新規加入の場合）	12
6．農業経営基盤強化準備金制度	13
問い合わせ先一覧	14

# 1. 対策の内容

## 支援対象者

支援の対象となる担い手は、「認定農業者」又は「集落営農組織」で一定の経営規模（面積又は所得）を有することが要件です。なお、経営規模の要件については、地域の実態に即した様々な特例・特認も準備（P4参照）されています。

### 認定農業者



### 集落営農組織



〔5つの取組を行う集落営農が対象〕

農用地の利用集積目標の設定

規約の作成

共同販売経理

法人化計画の作成

主たる従事者の所得目標の設定

## 支援の内容

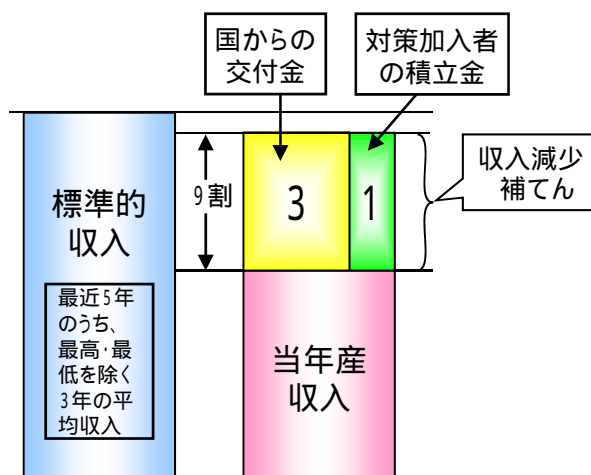
### 収入減少影響緩和対策

（「ナラシ対策」）

- ・ 当年産の販売収入が標準的収入を下回った場合に、減収額の9割を補てんします。対策加入者にもあらかじめ一定額の積立金を拠出（20%の収入減少に備えた額が上限。）していただく必要があります（P6～8参照）。
- ・ 平成23年産米については、戸別所得補償制度における米価変動補てん交付金との重複を避けるための調整措置が行われます（P9～10参照）。

【対象品目は5品目】

米、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ



## 2. 支援対象者

### (1) 認定農業者になるには

認定農業者になるには、5年後の自らの経営目標やその達成のための取組内容を表した「**農業経営改善計画**」を作成して、**市町村に計画の認定を申請**する必要があります。

市町村は、計画の内容が認定基準を満たすかどうか審査の上、認定します。

### ～ 認定までの流れ ～

農業経営改善計画の書き方、経営内容の分析など、市町村、農協、普及センター、担い手協議会等がサポートします！



#### 経営改善を図ろうとする方

自ら経営改善に取り組むやる気のある人であれば、性別や年齢等を問わず、どなたでも認定を受けることができます。

#### 農業経営改善計画の作成

5年後の目標とその達成のための取組内容を記載します。

#### 認定基準

市町村基本構想に適しているか

農用地の効率的・総合的な利用に配慮しているか

達成できる計画か

市町村へ申請

認定

認定農業者

各種支援

### ミニQ&A

#### 「認定農業者に年齢制限はあるの？」

→ 国として一律の年齢制限は設けていません。市町村において年齢制限を設け、画一的な運用を行っている場合には、これを廃止するか、または弾力的な運用を行うよう指導しています。

#### 「現在の経営規模が10ha未満でも認定農業者になれるの？」

→ 現在の経営規模が小さくても、経営規模の拡大、新規作物の導入、農産物加工・販売等により、市町村基本構想で示す目標所得等を目指して農業経営の改善を図ろうとする方であれば、認定の対象となります。

## (2) こんな集落営農が対象になります

地域の農業を担う集落営農は、将来にわたって効率的で安定した農業経営を行うことができるよう、**特定農業団体**となるか、**これと同様の要件（以下の5つ）を備えることが必要**です。

### 農用地の利用集積目標を定めること

地域の農用地の**2 / 3以上**を集積（農作業を受託）する**目標（5年後）**を定めます。

〔**地域の生産調整面積の過半**を受託する組織の場合は、**1 / 2以上**の集積で足りませう。〕

「地域」の範囲は、農用地利用改善事業の区域、すなわち、地縁的なまとまりのある範囲（集落など）で捉えることが原則ですが、農用地の効率的かつ総合的な利用に支障がない限り、集落の一部を除外することができます。

### 規約を作成すること

代表者、構成員、総会、農用地や農業用機械等の利用・管理に関する事項等を定めた**組織の規約**を作成します。

### 共同販売経理を行うこと

**集落営農組織の口座**を設けて、対象品目について**組織名義**で出荷し、その**販売代金**を**組織の口座**で受け取ります。

### 法人化計画を作成すること

法人となる**計画（5年以内）**を作成します。

### 主たる従事者の所得目標を定めること

組織の主たる従事者について、**農業所得の目標**を定めます。



## ミニQ&A

### 「共同販売経理は、家計まで一緒にしないとダメなの？」

→ 構成員の生活資金や個別の農業経営等の経理を行う**個人の口座**までもまとめる必要はありません。

### 「予定日までに法人化できなかつた場合は？」

→ 法人化に向けて努力してきたものの、予定日までに法人化できなかつた場合は、**目標を延期**することができます。

### 「法人化できなかつた場合に、既に受け取った交付金は？」

→ 計画どおりに法人化できないということで、それまで受領した**交付金の返還**を求められるものではありません。

### 「主たる従事者を特定できない場合は？」

集落ぐるみの共同出役型の集落営農組織など、主たる従事者の特定が難しい場合は、**候補者の人数**を定めればよく、また、**目標農業所得額**は市町村**基本構想**に定められた額を目標とすることもできます。

### 3 . 経営規模要件

経営規模の要件は原則、認定農業者10ha（都府県4ha）、集落営農組織20haですが、地域の実態を踏まえ、**物理的特例**、**所得特例**、**生産調整特例**、**市町村特認**が措置されています。これにより、熱意をもって営農に取り組む方が対策に参加することが可能です。

以下のいずれかに該当すれば対策に参加することができます。

**面積要件(物理的特例で緩和)**を満たす場合

原則は、認定農業者10ha（都府県4ha）、集落営農組織20haですが、**集落の農地が少ない**など、物理的制約から規模拡大が困難な地域については、**面積要件が緩和**されています（物理的特例）。

地域ごとに設定	認定農業者	集落営農組織
	都府県：2.6ha～4ha 北海道：6.4ha～10ha	平場：12.8ha～20ha 中山間：10ha～20ha

各地域ごとの基準は、農政事務所等にお問い合わせください。

**所得特例**を満たす場合

有機栽培や複合経営等により**十分な農業所得があれば対象**になります。  
〔特例の要件〕

- ・ 対象者（集落営農組織の場合は、主たる従事者）の農業所得が市町村の目標農業所得の過半であること
- ・ 対象品目の収入、所得、面積のいずれかが経営全体の27%以上であること
- ・ 農業経営改善計画等に記載した農産物の加工・販売、その他の所得の額も含めることができます。

**生産調整特例**を満たす場合（集落営農に限ります。）

地域の**生産調整に取り組む組織**であれば**面積要件は大幅に緩和**されます。  
〔特例の要件〕

- ・ 地域の生産調整面積の過半を受託している組織であること

〔基準〕

- ・ 地域ごとの生産調整率により基準が設定されています。（下限：平場7ha、中山間4ha）  
各地域ごとの基準は、農政事務所等にお問い合わせ下さい。

**市町村特認**の対象になる場合

**詳しくは次頁参照**

経営規模として算入できる面積

農地基本台帳上の現況地目が「田」と「畑」の合計です（樹園地、採草放牧地は除く。）。

「権原」（所有権、賃借権等）を持っている面積のほか、基幹作業を行う等の条件を満たす「**受託面積**」も算入できます。

## 市町村特認の内容

面積要件や特例に該当しない方でも、「地域水田農業ビジョン」に位置付けられた地域の担い手（認定農業者又は集落営農組織）については、市町村の判断で本対策に加入できます。

### 市町村特認の対象者(ガイドライン)

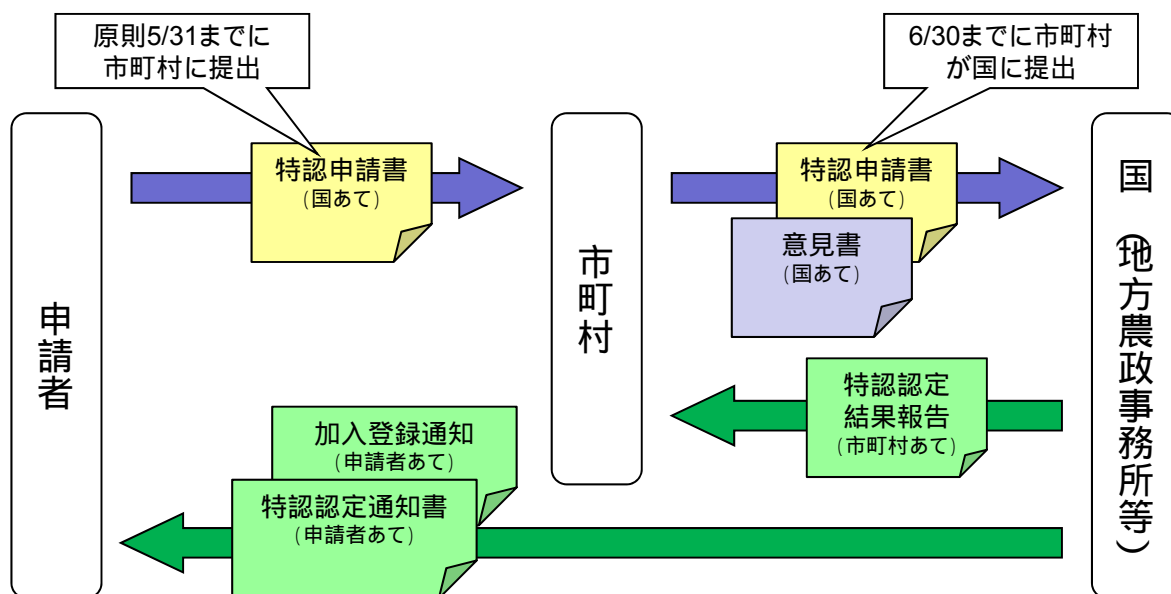
#### 地域水田農業ビジョンの担い手リストに位置付けられた者

地域水田農業ビジョンに位置付けられた認定農業者又は集落営農組織  
( 集落営農組織は、P 3の5つの要件を満たしている必要があります。 )

#### その他市町村が特に必要と認めた者

加入者のうち、災害等により作付けが不可能となり一時的に経営規模や農業所得が減少したため、規模要件を満たすことができなくなった者など

～ 市町村特認の申請・認定事務手続のながれ ～



## 4. 具体的な支援の内容

### (1) 制度の概要

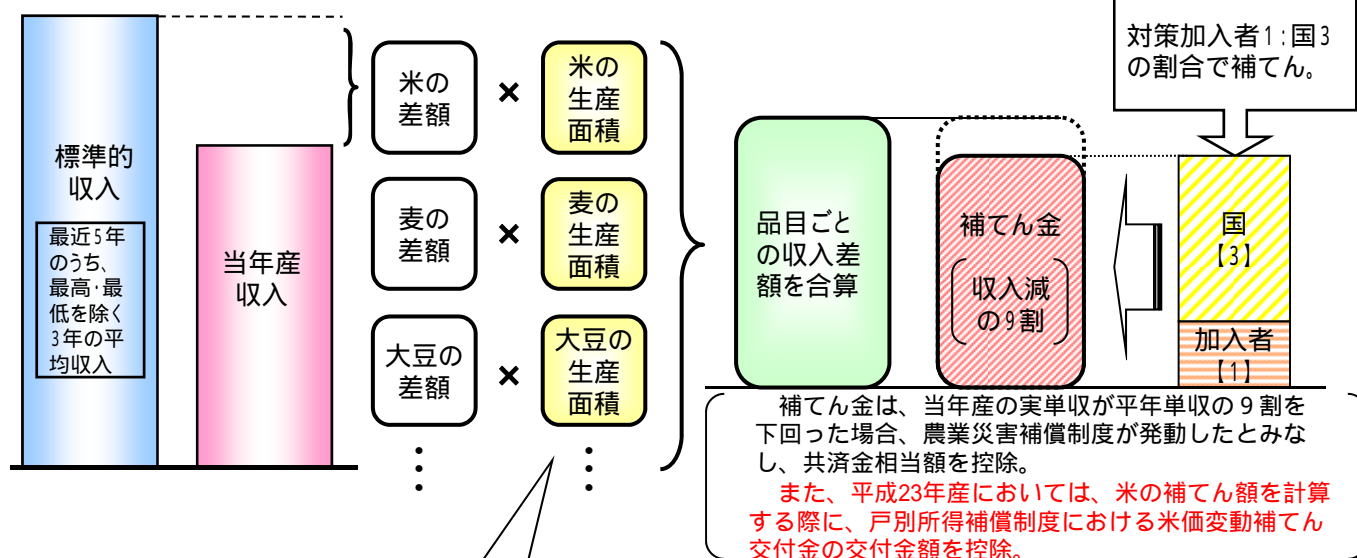
対策加入者の**収入減少**による**農業経営への影響を緩和**するため、米、麦、大豆等の販売収入の合計額が、標準的収入より下がった場合に、その**差額の9割を補てん**します。

補てんを受けるには、**対策加入者も**予め一定額の**積立金を拠出**（**20%の収入減少に備えた額が上限。**）する必要があります。

$$\text{補てん金} = (\text{標準的収入} - \text{当年産収入}) \times 0.9$$

**米、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ**の5品目が対象（ただし、ビール麦、黒大豆、種子用の米・麦・大豆は支援対象外）です。

〔都道府県等ごとに算定〕



$$\text{当年産の生産実績数量（対策加入者ごと）} \div \text{当年産の実単収（都道府県等ごと）}$$

### < 補てん金の対象となる生産実績数量について（米穀） >

米穀については、生産数量目標（農業者間調整等後の確定数量）の範囲内で、農産物検査3等以上のもの（種子は除く）で主食用として収穫年の翌年の3月31日までに、

対策加入者がJAや集荷業者に販売、又は販売を委託して出荷したものが、消費者等に販売することとしたものが対象です。

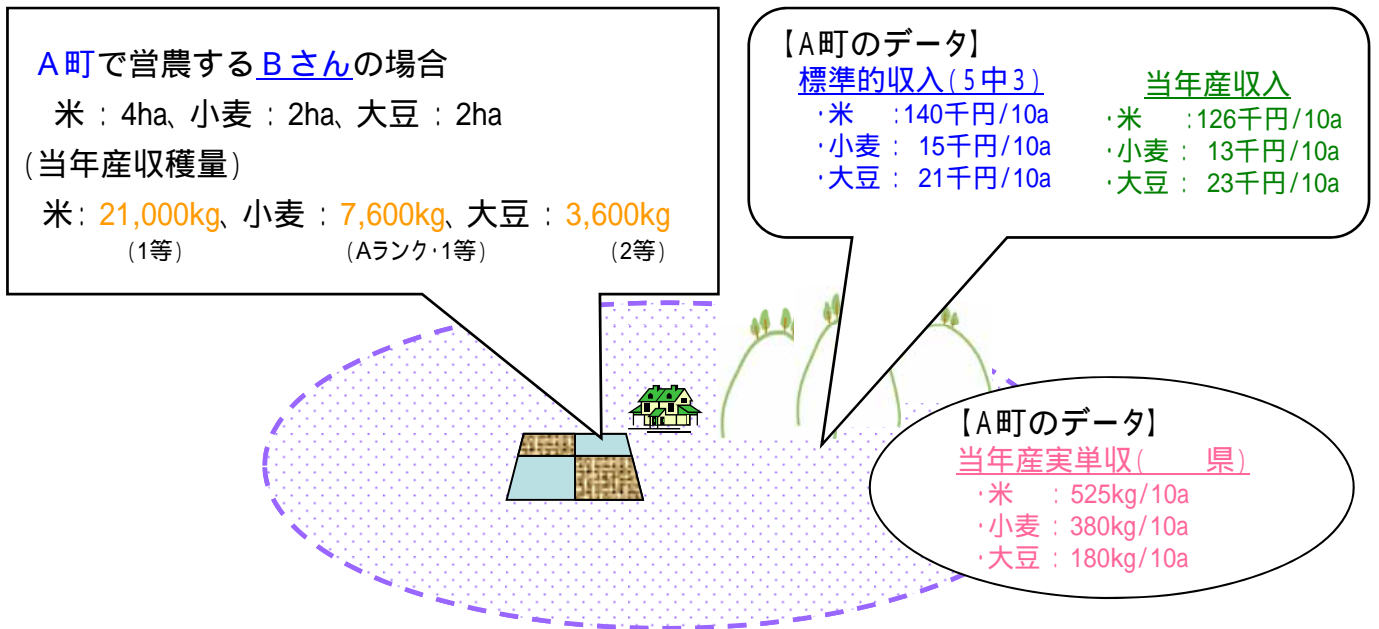
なお、米穀以外は、戸別所得補償制度の「数量払い」と同じ範囲です。

## (2) 収入減少影響緩和対策（収入減少補てん）の試算例

A町で営農するBさん（米4ha、小麦2ha、大豆2ha）について、米・小麦の価格が10%下落、大豆の価格が10%上昇、米・麦・大豆の収量に変動がなかった場合の試算例。

この例では、Bさんは142千円の拠出で、504千円の補てんが受けられます。（ただし、米価変動補てん交付金の支払いがある場合は、これよりも少なくなります。）

また、収入減少による補てんが行われなかった積立金については、翌年以降の収入減少に備えた積立てとなります。



### < 加入時の対策加入者の拠出額 >

$$\text{拠出額} = \text{品目ごとの「標準的収入} \times \text{生産予定面積」の合計} \times 10\% \times 9割 \times 1/4$$

米	140千円/10a	× 4ha	=	5,600千円	} × 10% × 9割 × 1/4	Bさんの拠出額
小麦	15千円/10a	× 2ha	=	300千円		
大豆	21千円/10a	× 2ha	=	420千円		

142千円

(注) 10%の減収に備えた積立額を拠出する場合です。

また、対策加入者1:国3の割合で補てんするので、補てん原資の1/4が対策加入者の拠出額となります。

## < 収入減少が起きたときの補てん額 >

補てん額 = 品目ごとの「収入増減額 × 生産面積」の合計 × 9割

米	14千円/10a	×	4 ha	=	560千円
小麦	2千円/10a	×	2 ha	=	40千円
大豆	2千円/10a	×	2 ha	=	40千円

米価変動補てん交付金の支払いがある場合は、米の補てん額はこれよりも少なくなります(次ページ参照)。

国からの交付金: 378千円  
積立金の返納額: 126千円

合計 560千円 × 9割 Bさんの補てん額

補てん額 → 504千円

補てんが行われなかった積立金16千円(142千円 - 126千円)は、翌年以降の収入減少に備えた積立てとなります。

## 上記の補てん額の算定に用いたデータ

### 1 A町の品目ごとの収入増減額

米	…	126千円/10a	-	140千円/10a	=	14千円/10a
小麦	…	13千円/10a	-	15千円/10a	=	2千円/10a
大豆	…	23千円/10a	-	21千円/10a	=	2千円/10a

A町の当年産収入

A町の標準的収入

### 2 Bさんの品目ごとの生産面積

米	…	21,000kg	÷	525kg/10a	=	4 ha
小麦	…	7,600kg	÷	380kg/10a	=	2 ha
大豆	…	3,600kg	÷	180kg/10a	=	2 ha

Bさんの当年産収穫量

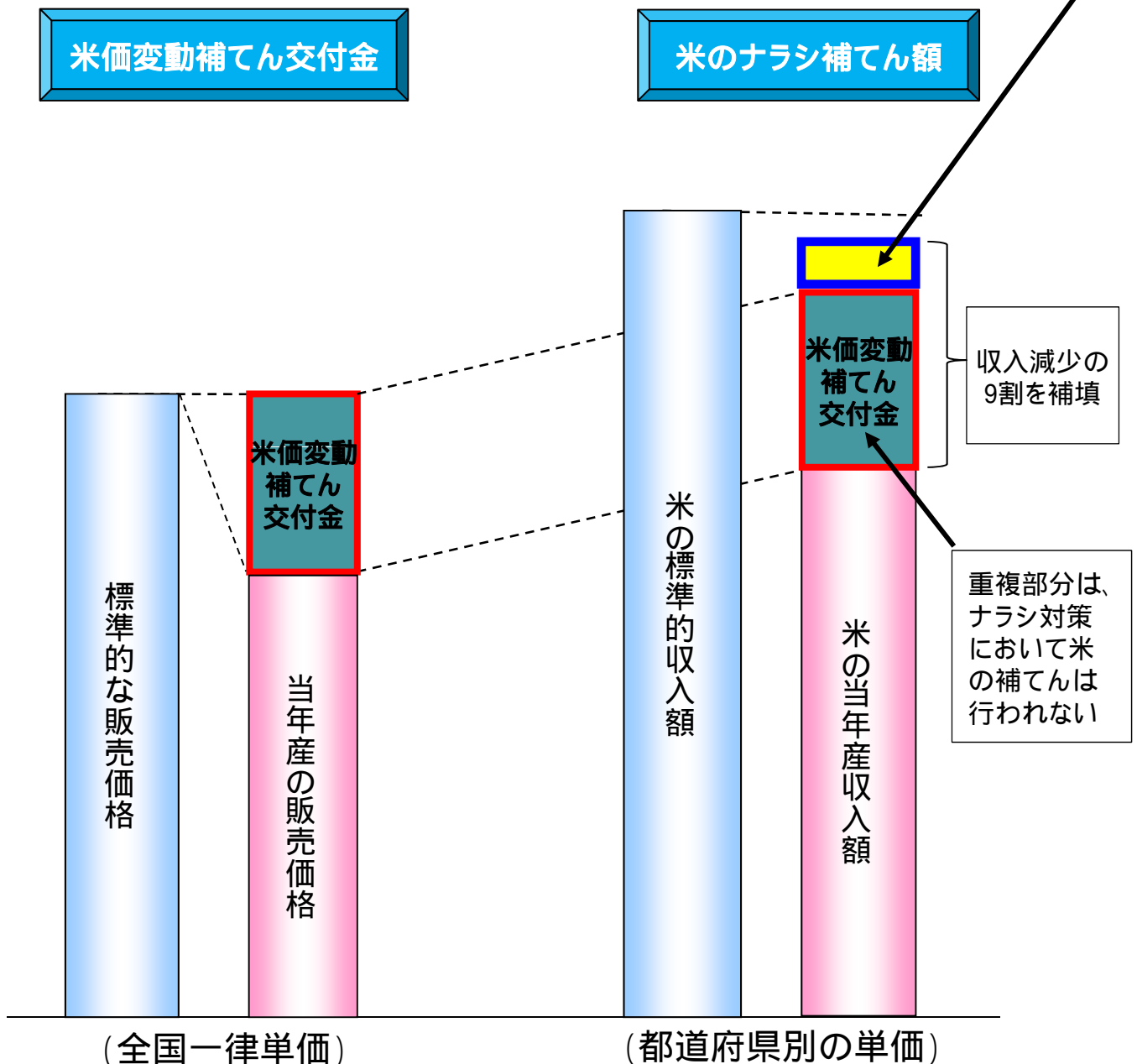
A町の当年産実単収

### (3) 米価変動補てん交付金との調整措置

平成23年産米については、戸別所得補償制度における米価変動補てん交付金の支払が行われ、ナラシ対策においても米について補てんが行われる場合には、両制度の補てん内容が重複しないよう、ナラシ対策における米の補てん額を計算する際に、米価変動補てん交付金の交付金額を控除することになります。

#### 【調整措置】

$$\text{平成23年産米のナラシ補てん額} = (\text{米の標準的収入額} - \text{米の当年産収入額}) \times 0.9 - \text{米価変動補てん交付金}$$

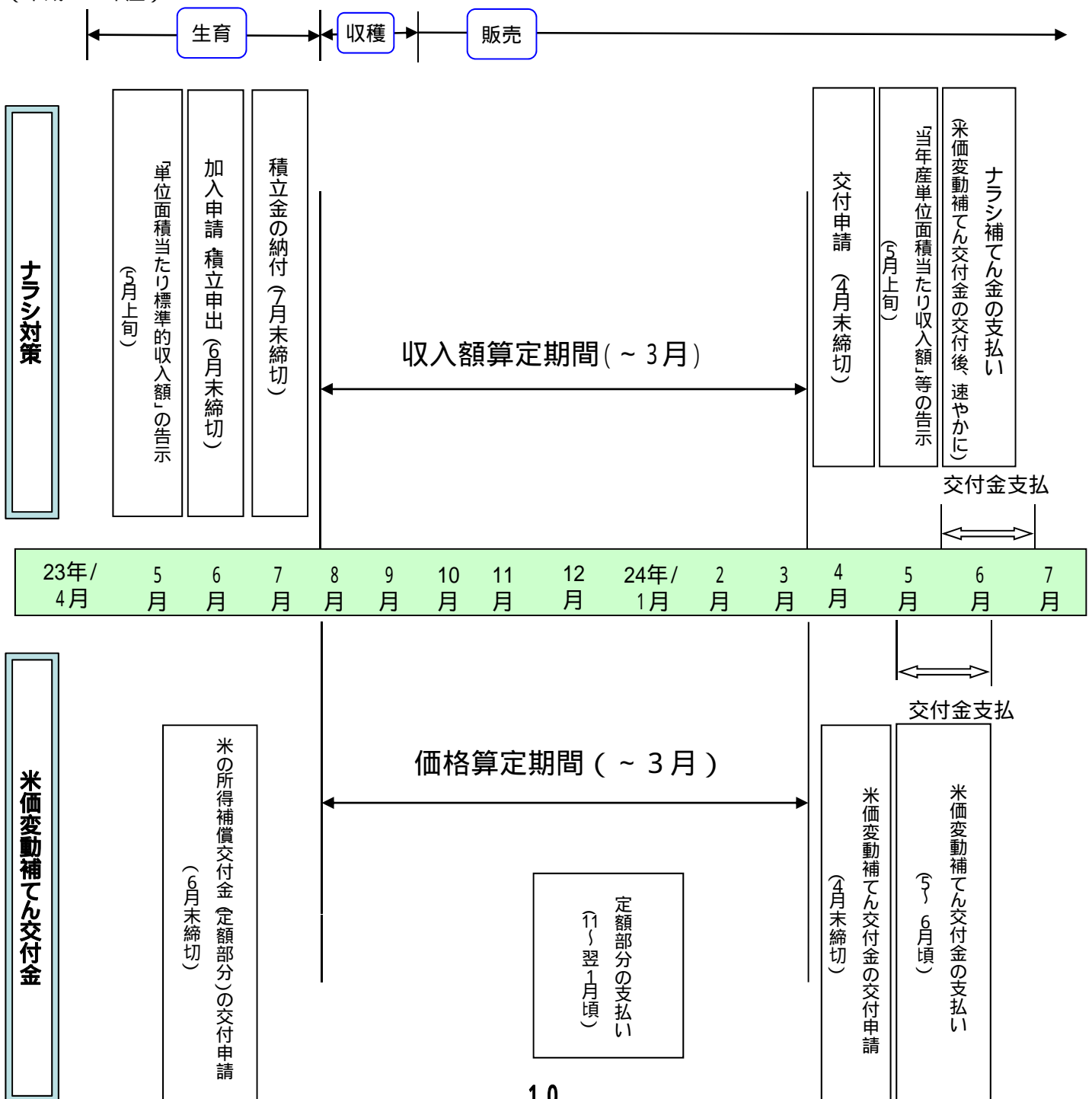


## 5. 対策の加入手続・スケジュール等

### (1) 23年産のスケジュール

戸別所得補償制度の米価変動補てん交付金は、生産年翌年の5月～6月頃に交付。  
 ナラシ交付金(収入減少影響緩和対策)については、生産年の5月上旬に「単位面積当たり標準的収入額」を告示し、農業者はこの告示に基づき、7月末までに積立金を積立て。翌年5月上旬に「単位面積当たり当年産収入額」を告示し、両告示の収入差額等に基づき補てん。(米価変動補填交付金が交付された後、速やかに実施。)

米の場合  
 (平成23年産)



## (2) 加入申請手続き (継続加入の場合)

23年産の加入・積立申出の手続きについては、事務効率化の観点から、**戸別所得補償制度と一体的に行うこととし、従前の様式を変更しました。**

具体的には、戸別所得補償の「交付申請書」「営農計画書」に加えて提出される**「加入実績確認書兼積立申出書」**において、「**収入減少影響緩和対策**」について**「加入する」**にチェックし、**コース選択、申出内容の記入**を行います。

なお、23年産ナラシの受領口座は、戸別所得補償制度と同じ受領口座となります。  
新規加入の場合は、次頁を参照。

### 加入実績確認書 兼積立申出書 (様式6)

様式第6号  
水田・畑作経営所得安定対策加入実績確認書兼収入減少影響緩和対策加入申請・積立申出書

農林水産大臣 殿

※ 水田・畑作経営所得安定対策に加入していた農業者であって、畑作物の所得補償交付金又は収入減少影響緩和交付金の交付を希望する場合は、必ず提出してください。

平成23年産について、下記のとおりであることを申し出ます。  
なお、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成18年法律第8号)第2条第2項第3号に規定する農地(遊休農地)がないことを誓約します。

申出年月日 23年 月 日

フリガナ		印
氏名又は個人・団体名		
フリガナ		
代表者名義(法人・団体のみ)		

(経営者記入欄)

交付申請管理コード

7桁10桁付経営所得安定対策加入管理コード

地域防除管理コード

平成22年産の加入状況

加入状況	田と畑の合計	特示・特認の適用
<input type="checkbox"/> 認定農業者(個人)		<input type="checkbox"/> 産地の農地が少ない場合の特例(秋田県制約に応じた特例)
<input type="checkbox"/> 認定農業者(法人)		<input type="checkbox"/> 産地の生産調整要請の遵守を特許している高産農業団体の特例(生産調整特例に関する特例)
<input type="checkbox"/> 特定農業団体		<input type="checkbox"/> 基本情報の登録農業者の2分の1以上の農業者等を確保している組合の特例(所得に際した特例)
<input type="checkbox"/> 特定農業団体以外の高産農業団体		<input type="checkbox"/> 市町村特認を受けている
		<input type="checkbox"/> 特例・特認は適用していない。

※ 平成23年産について、上記について変更はない  
 変更ない  変更ある(変更がある場合は、変更部分を赤字で修正してください)

高産農業団体における要件の確認

特定農業団体以外の高産農業団体のみ対象

法人化等計画書に基づき、法人化への取組みを進めている  
 農用土地利用等計画書の策定に向けて、取組みを進めている

環境と調和に関する要件の確認

環境と調和のとれた農業生産の実施状況

過去1年間の農業経営全体の状況について、環境と調和のとれた農業生産が  実行されている  実行されていない

収入減少影響緩和対策(収入減少補てん)

加入する  加入しない

加入する場合は、以下に記入してください

23年産収入減少影響緩和交付金(収入減少補てん)について、積立金の積立てを行う積立コース(対象農産物)ごとの生産予定面積を下記のとおり申し出ます。

対象農産物	地域区分	生産予定面積
		㎡
		㎡
		㎡
		㎡
		㎡

積立金の積立コースを記載してください。  
(積立するものに印を記入)  
なお、今回は期間の経過であり積立金は期間の満了の際に最終的に返還することになります。

10%の割合に対応した積立金を積立予定  
 20%の割合に対応した積立金を積立予定

(注意事項)  
1 対象農産物ごと、地域区分(「地域別・特認別」)ごとの生産予定面積を記入してください。  
2 収入減少影響緩和交付金の交付に際して、実際の生産面積と異なることが確認できなかった場合、実績について積てんが行われません。  
3 戸別所得補償制度における所得調整等交付金が交付される場合は、当該交付金の積立収入減少影響緩和交付金の積てん額から控除します。

畑作物の所得補償交付金  
又はナラシ交付金の受領を  
希望する者は必ず提出。

対象者要件の確認

氏名・加入実績データ等を  
予め印字したものを配布  
します。(変更があれば、  
二重線を引いた上で訂正  
してください。)

該当するものにチェック  
する

ナラシ加入申請・積立申出

「収入減少影響緩和  
対策」に「加入する」  
にチェックする

10%コース・20%コース  
を選択

申出内容を記入

### (3) 加入申請手続き（新規加入の場合）

新規加入の場合、以下の書類が必要になります。

#### 認定農業者の場合

戸別所得補償制度の交付申請書・営農計画書

加入実績確認書兼積立申出書

農業経営改善計画認定書（写）

共済細目書（写）、農地基本台帳（写）など規模要件を満たしていることが確認できる書類

継続加入の場合、2年目以降提出を省略できます。

#### 集落営農組織の場合

戸別所得補償制度の交付申請書・営農計画書

加入実績確認書兼積立申出書

法人化等計画書

定款又は規約（写）

特定農用地利用規程認定書（写）等（特定農業団体の場合）

共済細目書（写）、農地基本台帳（写）など規模要件を満たしていることが確認できる書類

継続加入の場合、2年目以降提出を省略できます。

詳しくは、農政事務所などにお問い合わせください。

### ミニQ&A

#### 「新規加入の場合、書類はどこに提出するのですか？」

→ 農政事務所に提出して下さい。新規加入の場合は、添付書類を確認する必要がありますので、農政事務所への提出をお願いします。

#### 「申請手続きを農協等に委託することはできますか？」

→ 委託できます。農協と受委託契約を締結することにより、申請手続きを農協等を通じて行うことができます。詳しくは、最寄りの農協等にお問い合わせください。

#### 「翌年度の交付申請時に必要な書類は何ですか？」

→ ナラシの交付申請を行う場合には、以下の書類の提出が必要です（米の場合）。  
交付申請書  
生産数量目標を確認できる書類  
品位等検査結果を確認できる書類  
出荷伝票、販売契約書、販売委託契約書など、販売数量を確認できる書類

## 6 . 農業経営基盤強化準備金制度

農業者戸別所得補償制度の交付金等を活用して、計画的に農業経営の基盤強化(農用地・農業用機械等の取得)を図る取り組みを支援

(特例措置の内容)

農業者が、農業者戸別所得補償制度や収入減少影響緩和対策などの交付金や補助金を農業経営改善計画などに従い、農業経営基盤強化準備金として積み立てた場合、この積立額を個人は必要経費に、法人は損金に算入できます。

さらに、農業経営改善計画などに従い、5年以内に積み立てた準備金を取り崩したり、受領した交付金などをそのまま用いて、農用地や農業用機械等の固定資産を取得した場合、圧縮記帳 1 できます。

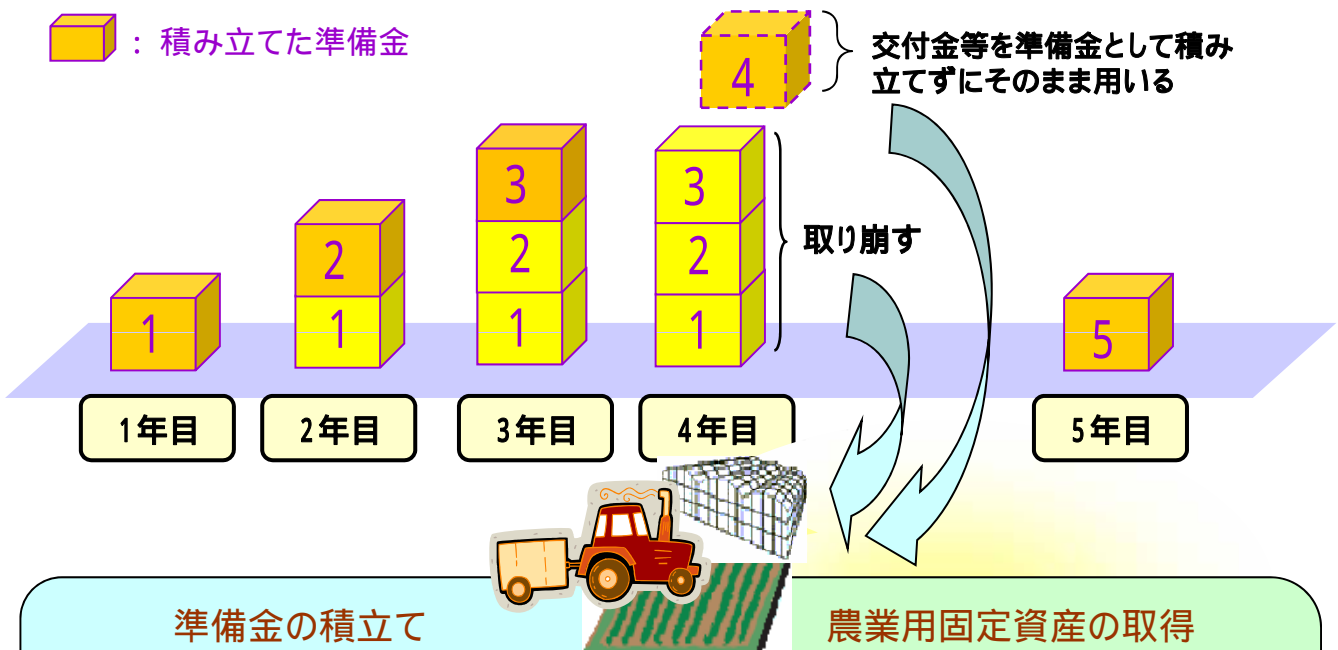
注) この特例の適用を受けようとする場合には、一定の方法で記帳 2 し、青色申告により確定申告(初年は税務署に事前に届出)をする必要があります。

1 圧縮記帳とは、交付金等により取得した農業用固定資産の帳簿価額を一定額まで減額し、その減額分を必要経費(損金)に算入することにより、その年(事業年度)の課税事業所得(所得)を減額する方法です。

2 一定の方法で記帳とは、複式簿記による記帳が原則ですが、個人の場合は、現金出納帳、売掛帳、買掛帳等を備え付けて簡易な記帳をするだけでも特例が受けられます。

(例) 3年間積み立てて、4年目に農地等を取得した場合

 : 積み立てた準備金



準備金の積立て  
交付金等を準備金として積み立てた場合、この積立額の範囲内で  
**個人は必要経費算入**  
**法人は損金算入**  
(積立てない交付金等は、課税対象)

農業用固定資産の取得  
農用地や農業用機械等の取得に充てた、以下の金額の合計額の範囲内で**圧縮記帳**  
準備金取崩額  
その年に受領した交付金等の額

 交付金等を投資に振り向け、経営発展!

注: 積立てから5年を経過した準備金は、順次、総収入金額(益金)に算入され、課税対象となります。

## 問い合わせ先

北海道農政事務所 農政推進課 TEL 011 642 5462 FAX 011 642 5509

受付時間は、月曜日から金曜日(祝祭日を除く)の 9:00 ~ 17:00(12:00 ~ 13:00を除く)

農林水産本省 経営局 経営政策課 TEL 03-6744-2147 FAX 03-3502-6007

受付時間は、月曜日から金曜日(祝祭日を除く)の 10:00 ~ 18:00(12:00 ~ 13:00を除く)

